

3 事業実績（平成16年度～20年度）（資料①参照）

（1）相談件数

社会貢献支援員48名が対応した相談件数は、平成16年度1243件、平成20年度5508件と、5年で4倍に増えた³。

（2）経済支援の件数・援助額

平成16年度167件・1200万円だが、平成20年度は684件・6012万円。

平成20年度の援助額合計は、同年度の拋出額6800万円に近づいた。この傾向は平成21年度利用実績でも同じ。

（3）要援護者の特徴

・老人施設部会の実施事業だが、要援護の対象者は高齢者に限らない。障害者相談や母子家庭の相談、DV、虐待、多重債務、ホームレスなどの相談もある。最近は、（配布資料には記載されていないが、）失業者が多くなっている。

（4）経済支援の内容

・当初、経済困窮のために介護保険事業等の制度が利用できない人を対象とする経済支援（「サービス利用のための経済支援」）を想定していた。しかし、実際には、「食べること、住むところ、医療という、まさに生活の維持そのものにかかわるところでの経済的援助が、ふたを開けてみるとほとんど」であった。

例示①「食べること」

- ・相談に行って「最近何も食べてない」とか、あるいは「きょう、あす食べるものがない」（冷蔵庫を開けても中に何もなかったり、米びつも空の場合など）という家庭が多い。
- ・生活保護につなげても、決定までの期間は法的に2週間、受給まで考えると1カ月先になることもある。その間の対応として、とりあえず食材の買い物と一緒に行くことが多くなってきている。

例示②「住むところ」

- ・ゴミ屋敷状態の環境整備への対応が多い。
- ・また、居所が不安定な状況で、家賃や引っ越しにかかる費用での相談が多い。例えば、家賃滞納していて立ち退きに直面し緊急に家賃を払う必要や、立ち退き後やDVや離婚で母子で家を出ざるを得ず、親元や友人宅に身を寄せている場合など、次の居宅設定のための敷金・礼金はじめ引越しに関する費用がない場合など。
- ・敷金、礼金、その他の引越し費用について、10万円を超えた支出が必要になることが多くなったことから、経済援助の上限の特別枠として20万円を設定したこともあった。
- ・住まいを定めるお金がなくて困っているなか、生活保護の申請では、「家が決まってから

³ 件数は、延べ相談回数ではなく対応した相談者の実人数。CSWのみが対応した件数は含まれていない。

来てください」と対応されることも多い。

例示③「医療」

- ・精神障害の方で、通院の必要があるが、通院のお金がない場合など。通院開始後は、手帳の取得等を通じて通院補助を得られるが、最初の段階で保険がない場合など。
- ・また、高齢で病気を抱えているが、保険がないので10割になってしまうので病院に行くのを控えている場合など。

(5) 紹介経路および、公的支援策（生活保護、生活福祉資金貸付等）との関係

- ・行政関係からの相談が多い。紹介経路（5年間合計）の上位5つは、市町村行政（34%）、市町村社協（12%）、ケアプランセンター（居宅介護支援事業所）（8%）、病院（7%）、地域包括支援センター（5%）である（資料⑧）。
- ・生活に困り行政・福祉事務所に相談したが保護に該当しない場合など、保護適用の可否をめぐる疑問や福祉事務所との論議もあるが、そこでこじれても支援にならないので、とりあえず社会貢献事業で受けとめ、その後、生活保護につなぐことも多い。
- ・生活保護に該当せずに、社協の生活福祉資金貸付制度を紹介されることもあるが、貸付には償還の見込み等の諸要件があり、対応できないこともある。その場合、貢献事業が最後の拠りどころとして対応することになる。
- ・本来の支援プロセスは、先に相談があり、制度利用にむけて経済援助が必要な場合は、経済援助という手段を検討する。しかし、経済援助を専らあてにした関係機関からの紹介・連絡など、相談と経済援助との関係が転倒した使われ方もある。

4 事業からみえてきた地域の実態と社会貢献事業の役割

(1) 地域の実態

- ・要援護者の状況は、地域との関係が薄い（困難さが気づかれない）、家族との関係も薄い（状態把握は困難）、経済的にも困窮（生活の維持そのものが困難）ということがある。
- ・地域の支え、家族の支え、企業の支えから漏れる人が多く、従来の制度・コミュニティでは対応できない、「見えない孤立」が広がっている。

(2) 社会貢献事業および地域福祉の役割

上記の問題は、行政機関等の公的制度の充実によっても残る部分がある。公的制度は「公平性」が前提にあり、公平性を重視すれば基準要件等が厳しくなる。また、多くの公的制度の並立または専門分化により、住民にとって制度は分かりづらいものとなる。こうしたことから、公的制度には必ず「隙間」ができる。

その「隙間」を埋める、家族、民間も薄くなっている中、誰かが「隙間」を「つなぐ」必要がある。そうした「隙間」を「つなぐ」役割として、社会貢献事業であったり、今後必要とされる地域福祉や総合生活相談といったものがある。公的機関の狭間を埋める相談から、地域の社会資源開発へと展開させることが必要。

(3) 困窮者支援としての今後の事業の展望

・共同募金の仕組みを上手く応用しつつ、福祉事業者や多くの施設が（老人施設、保育所、障害施設等の種別は問わず、施設に限らず福祉の事業を含めて）、拠出により資金をプールすることで、柔軟な経済援助を手段として確保した地域での支援を展開できるとよい。

・公的な資金・税金が入ると「運用の縛り」も出てくるので、民間レベルの活動として維持する良さがある。

・現状では、児童や障害施設などは、経営状態からみて、経済援助のための資金拠出は困難。高齢者分野は介護保険制度のもとで、施設にわずかながらも余裕が出てきたことも、社会貢献事業の立ち上げの背景としてあげられるかもしれない。分野横断的に、事業に対する合意を取り付けることも、なかなか難しい。

・府社協が人件費を担保している社会貢献支援員は、府補助金の廃止により少人数になっているので、地域内の CSW の連携体制の強化が必要（CSW 連絡会を月 1 回、ないし 2 カ月に 1 回程度実施中）。

・施設の CSW の連携体制と、地域の「小地域ネット」との連結が課題。CSW が制度につながった後の、地域での見守りなども、小地域ネットがあれば効果的に実施できる。小地域ネットの充実は、豊中市など一部の地域で実現しているが⁴、多くの地域では今後の課題。施設の CSW の連携の仕組みづくりは、他の関係機関を含めた地域内連携の基盤にもなるのではないか。

・社会貢献事業が県レベルの事業として実施された背景には、施設整備・法人認可や監査等を通じ、施設と都道府県レベルとのつながりが強かった事情がある。市町村単位で、市町村社協などがキーになり連携を推進する形にすれば、全国に広げられるモデルではないか。その場合、県社協によるバックアップ体制、スーパービジョン体制の確保が必要。

5 第二のセーフティネットおよび総合支援資金の運用について

(1) 第二のセーフティネットの制度枠組みについて

・生活保護基準の前段階で救うべきネットとしてあるべきだが、住宅手当などは生活保護の基準とほぼ重複している（収入認定、貯蓄等）。

・総合支援資金は、滞納費への充当も可能、住居ない方への対応も可能（住宅手当とセット）、連帯保証人がいなくても可能であり、対象者の多くは生活保護に該当する層ではないかと感じる。申請者の生活歴や雇用歴（日雇い、派遣等の雇用形態で失業と同時に住居も失う）をみると、今後 6 か月で（大阪府社協では当初の契約で貸付期間を一旦 6 か月で区切っている）安定した職に就くことが難しいと思われる方や、就職したとしても生活費と償還費の合計に足りる額を得ることが難しい方が、非常に多い。今後、住宅手当の期限 6 ヶ月が切れたらどうなるのか、大問題になる。

・返済計画についても、10 年間等が設定されているが、これまで「細切れ」の雇用形態にあった人が、10 年間の継続的な雇用生活を今後安定して維持することは、非常に困難であ

⁴ 豊中市では、豊中社協が最初に地域の相談体制をブロックごとに構築しており、その体制の中に施設が参加し、ひとつの資源として社会貢献事業が位置づけられている。

と思われる。

・居所確保までの、いわば生活のスタートラインまでの費用は、給付がよいのではないか。何故、その費用が、住宅手当（給付）と貸付とに別れているのか、担当機関も自治体と社協に分かれているのか、疑問に感じる。

・「つなぎ資金」も、ハローワーク、自治体それぞれの制度への「つなぎ」を社協に集約させる必要があるのか不明。各制度それぞれに「つなぎ資金」つけばよいのではないか。そのほうが利用者の不利も解消できる。

（２）総合支援資金の運営について

・誰のためのセーフティネットなのか。現状では、本来の「第二のセーフティネット」ではなく、生活保護に至るのを、数ヶ月先延ばしするための手段・・・「生活保護のためのセーフティネット」になってはいないか。

・総合支援資金貸付を受けた後、生活保護に至る場合、保護開始の時期を多少遅らせることはできるが、個人に借金が残りに、社協にも償還できない「焦げ付き」が残ってしまう。

・総合支援資金は、1ヶ月600件程度の決定がある。1件あたり100万円の貸付額として、1ヶ月で6億円、1年で70億円。他の資金を含めれば、年間90億円の貸付費用が必要。国からの原資は50億円であり、このままではすぐに原資がなくなる。1～2年以内に抜本的に改正しないと、制度自体が持たないのではないか。

（３）総合支援資金貸付に伴う自立支援の実施について

・住宅手当の相談員は、人件費・活動費の補助が国から10分の10なので配置しやすい。

・総合支援資金貸付の相談員の人件費補助は、国2分の1、都道府県2分の1の負担であり、財政事情が厳しい都道府県は支出できない。貸付は「期間限定」ではなく経年的な事業なので、一旦人をつけたら毎年莫大な人件費がかかるため、都道府県レベルからの積極的な補助は期待できない。

・2009年5月に国から通知が出され、相談員の例として「ファイナンシャルプランナー」等が出されたが、10月までに各市町村社協でそうした人材を見つけることも難しい。仮に各窓口に1人増員できたとしても、窓口業務だけで精一杯で、とても自立支援まで行き着かない。

・以前は、民生委員の相談活動のなかで、ひとつの使える手段として生活福祉資金貸付があった。今は、「経済援助」が前面に出てしまい、「相談援助」という枠組みができない。社協で「貸付をやります」ではなく「生活困窮の相談援助をやります」と言う方が、よかったのかもしれない。

・自立計画書は、本人と市町村社協の貸付担当者で作成するが、「週1回社協に活動状況を報告する」ことを本人が選択しても、それを受け止める体制は十分ではない。

・求職活動報告書は、債権者としての判断の基礎資料となるため、市町村社協ではなく府社協に送られる。その内容は、かなりいい加減（活動先が明記されていない等）なものもあるが、それらの丁寧な点検を実施するのは、対応件数が多すぎるため府社協では困難な状態。

(4) 低所得者支援において社協が果たす役割とは

・社協の実施体制、金銭管理体制、債権に関する審査体制などを考えれば、一人に100万を超えるお金を貸す事業を実施するのは相応しくないとと思う。相談支援の一部として柔軟に活用する経済援助の範囲で、また、貸したお金が回収できなくても良いという位のスタンスで、10万円程度を貸せる仕組みがあればよいのではないか。総合支援資金貸付の実施体制にむけた充実策の検討も必要かもしれないが、そもそも社協は、そうした大金の貸付主体となってよいのか、疑問である。

・社協で200万円、300万円を扱う貸付事業をやっていくとなると、社協は「貸付事業体」になってしまい、社協のあり方そのものが問われるのではないか。他方で、銀行とは異なり、貸付に関する「目利き」はなく、「ゆるい」「不十分」な審査体制との批判を逃れられない。

・社協には、制度の狭間にある人を対象として、地域での相談を基本にした、「つなぐ」「見守る」といった活動こそが求められるのではないか。

・社協は、民生委員を含め、福祉に関わる人たちをつくり、そうした人々による「小地域ネット」をつくってきている。そうした人材で対応できる活動のなかで、経済困窮の問題を取り上げていくこと、そして、そうした小規模な活動の範疇で、相談支援で柔軟に使える経済援助の資源を少し確保しておくこと、が必要ではないか。

6 ヒアリングから見えてきた地域における困窮者支援への示唆

大阪府社協におけるヒアリング結果から、地域に存在する困窮者への支援に関して、次のような示唆が得られた。

①「社会福祉法人」「福祉施設」の地域福祉資源としての有効性

社会貢献事業は、社会福祉法人の「地域への貢献」というミッションを実現するものとして、施設自身が開始した事業であること、そして、施設が拠出金を基金に納入する仕組みを背景に、支援の裁量や決定権限を持つこと等、施設が自らを「地域福祉の資源」として積極的に活用できる条件整備が図られている。

そうした条件整備のもと、「常設の拠点」、「生活支援のノウハウの蓄積」「地域の専門的な支援機関とのつながり」という、総合相談拠点としての利点を多く備えている福祉施設を、制度や小地域ネットに「つなぐ」媒介としての地域資源として有効活用している点は、地域福祉の拠点整備という点からも、示唆的である。

②アウトリーチ、代弁機能による「つなぎ」の重要性

社会貢献事業の支援について、ヒアリングでは、「制度の狭間」や「つなぎ」といった表現が頻繁にでてきた。困窮者支援の課題として、公的な制度をつくるだけでな対応できない、制度にまで「つながる」ことが難しい状況、しかも、地域から孤立し課題が「見えにくい」状況が、指摘された。既存の制度の窓口や、既存の住民同士のインフォーマルなネットワークが、困窮者の生活課題をうけとめ・制度につながるルートとして、必ずしも効果的に機能していない状況が、少なくないということであろう。困窮者支援においては、

地域の中で、既存の制度や住民組織を媒介にした支援ルートのみならず、多様な相談およびアウトリーチのルートを確認する必要がある。また、制度があっても、そこにつながるまでには様々な手続き、困窮者にとっての障壁があることから、困窮者に寄り添い、その課題を共に整理しながら、制度につながるための代弁機能を果たす相談員の役割は重要である。こうした観点から、アウトリーチの拠点として施設が存在し、常駐する相談員が「代弁機能」を果たす意義は、大きい。

③総合相談とあわせて迅速に提供できる小規模で柔軟な経済援助の有効性

社会貢献事業では、現場の裁量で迅速に経済支援を（10万円という枠のなかで）提供出来る手段を、相談員が有していた。相談段階で「生活の維持そのもの」が危険にさらされている困窮者に対し、当面の生活維持にむけた具体的な経済支援を迅速に提供できることは、困窮者に対する実効性ある援助、それを通じた相談者との信頼関係の構築という点から、意義が大きい。

ヒアリングを通じ、今後の生活困窮者を包摂した地域福祉のあり方として、以下のよう
な要素を含めることの重要性が、確認された。

- ・基準の厳格な適用や公平性にとられすぎず、対象者を制限せず、直面する問題に民間レベルで柔軟に対応する活動スタンス
- ・手軽・迅速・柔軟に使える実効性ある援助手段（経済援助等）の確保
- ・アウトリーチや代弁機能を発揮した公的制度へのつなぎ
- ・小地域ネットとの連携により見守りを行なう仕組み
- ・社会福祉法人の福祉施設の福祉資源・相談援助拠点として有効活用

社会福祉協議会は、社会福祉法人や施設とのつながり、地域の住民とのつながりを持ち、また、様々な公的機関との連携ルートを有していることから、こうした要素を含めた地域福祉を推進する主体として、その役割が期待される。新たに登場した「総合支援資金貸付」は、地域福祉の有効な制度資源となるのか、それとも、地域福祉と切り離された制度として機能するのか、さらには、地域福祉の推進主体としての社協の役割を圧迫するものとして機能するのか、今後、注視する必要がある。

<謝辞>

大阪府社協・福祉資金部長（社会貢献推進室長兼務）の真田政稔氏には、業務多忙のなか、快くヒアリングに応じていただき、また、豊富な資料をご提供いただきました。心から感謝申し上げます。

■ヒアリング資料

- ①『社会貢献事業』の概要と実績」（大阪府社会福祉協議会、2009年8月）
- ②「福祉おおさか 特別編集号～2007年度 社会貢献事業 紹介編～」（大阪府社会福祉協議会、2008年4月）
- ③「私たちは、この町を支えます～老人福祉施設の社会貢献事業～」（社会福祉法人大阪府

社会福祉協議会 老人施設部会／大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室)

- ④『社会貢献事業報告書（平成 19 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2008 年 9 月）
- ⑤『社会貢献事業報告書～社会の狭間を埋める総合生活相談～（平成 18 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2007 年 3 月）
- ⑥『社会貢献事業報告書～狭間に挑むソーシャルワーク～（平成 17 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2006 年 3 月）
- ⑦『社会貢献事業報告書～167 事例の相談活動からみえてきたもの～（平成 16 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2005 年 3 月）
- ⑧「総合生活相談～社会貢献事業から見える社会的孤立・総合生活相談とは～」(社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室 真田政稔、2009 年 12 月、福祉専門職講座（中堅職員）配布資料（パワーポイント・スライド）)

<参考文献>

片岡哲司 (2008) 「制度の狭間、排除問題に対応する地域福祉実践——大阪における社会貢献事業の実践を通して」『日本の地域福祉』No. 21、pp. 31-42.

<参考：ヒアリング資料（章末掲載分）>

- ①「『社会貢献事業』の概要と実績」（大阪府社会福祉協議会、2009 年 8 月）
- ②「福祉おおさか 特別編集号～2007 年度 社会貢献事業 紹介編～」(大阪府社会福祉協議会、2008 年 4 月)
- ③「私たちは、この町を支えます～老人福祉施設の社会貢献事業～」(社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 老人施設部会／大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室)

「社会貢献事業」の概要と実績

平成21年8月
大阪府社会福祉協議会

事業概要

制度の狭間に埋もれて既存のセーフティネットでは支えきれない地域の「要援護者」に対し、大阪府社協老人施設部会が府社会福祉協議会とともに、見守りや相談、適切なサービスや機関へのつなぎ、必要に応じた経済支援を行うことにより、生活問題の解決や自立支援を図ることを目的とする事業。

社会貢献基金拠出の状況
H16～H20 5年間で
拠出総額 約3億8,000万円

社会貢献事業

老人施設部会

- CSW(コミュニティー・ソーシャル・ワーカー)約500名の配置
- 社会貢献基金の拠出
 - ◇特別養護老人ホーム(312施設)
 - ◇養護老人ホーム(22施設)
 - ◇経費老人ホーム(20施設)
 - ◇ケアハウス(66施設)

大阪府社協

- 社会貢献支援員[48⇒19]の配置(各地施設に駐在)
- 社会貢献事業の事務局(研修の実施、活動支援)
- ・老人福祉施設のCSWと協働して対応

総合生活相談

- 経済支援 (※本人への直接的現金給付は行わない)

～地域における「要援護者」～
(高齢者、障害者、母子家庭、多重債務者、ホームレス等)

援助から見えてきた地域の実態

「要援護者の状況」

地域との関係が薄い…困難さが気づかれない
家族との関係も薄い…状態把握が困難
経済的にも困窮…生活の維持そのものが困難

従来の制度、コミュニティでは対応できない

見えない孤立の広がり

貢献事業の果たしてきた役割

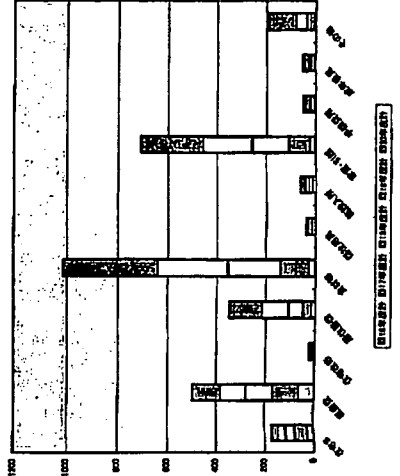
※ なぜ、貢献事業の援助により見えてきたか。

「貢献事業の特徴」

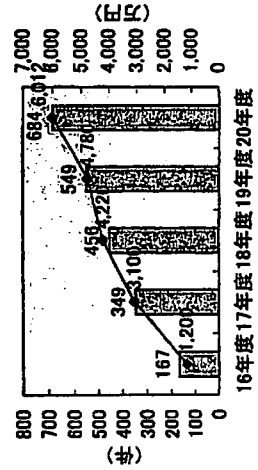
- 社会貢献基金の設定
- 問題解決手段の一つが明確である
- 緊急避難的な経済的援助が可能に
- CSW、支援員の配置
- 問題解決に向けた要援護者への寄り添い
- 福祉施設が活動の拠点
- 地域に密着した活動の展開が可能
- 民間であるため出金に対する柔軟な判断可能
- 施設の有する生活援助機能が活用できる
- 府社協が研修・修習を担当
- 援助の拠点や技術を府域レベルで共有
- 活動自体の評価を共有できる

※地域におけるセーフティネットの強化に向け、民間(社会福祉法人)の取組の充実が不可欠

(3) 経済的援助の支援内容

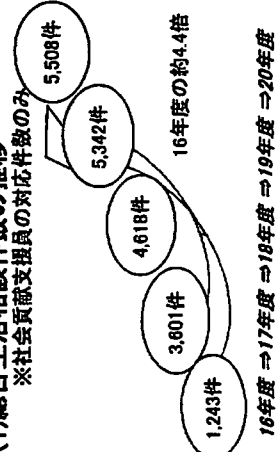


(2) 経済支援援助額の推移



社会貢献事業の4年間の実績

(1) 総合生活相談件数の推移



(要援護者の特徴)

- 高齢者相談や母子家庭の相談、DV、虐待相談も。
- 食料費等の支援が最も多く、次いで医療費、家賃引越しの支援が概。
- 行政関係(生活保護、貸付当戻等)からの相談が最も多い。

2007.12.15

大阪府社会福祉協会のヒアリング

地域とともに 府民とともに

2008年4月発行

福祉 特別編集号 おおさか

～2007年度 社会貢献事業 紹介編～

平成16年4月より本会老人施設部会の会員施設が地域の関係機関と連携し、生活課題を抱えている人の相談に応じ、適切な制度へつなぎや生活の見守り、必要に応じて経済的支援を行う「社会貢献事業がスタート」しました。

今回は2007年度の福祉おおさかを取り上げた内容をご紹介します。

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

(この広報誌の作成には共同募金の配分金を活用させていただいています)

A市を流れる川の橋下で野宿生活をしてきた斉藤さん(58歳、男性、仮姓)。A市で働いていた会社の経営が傾き、急遽リストラに「昨日まで話をしてくれていた同僚が口をきいてくれなくなつて借金取りも24時間取り立てがあるので電話線を抜いて自宅にももういづつ状態でした」と当時を振り返ります。野宿生活に至り、年々病状が悪化してアフリカと聞いていた頃ホームレス巡回相談員と知り合い、相談を受けるようになりました。ところがその頃、厳しい生活と食事の偏りもあり、病状が悪化。程度に足元がふらついて病院で受診したところ血糖値が600近くで、野宿生活に限界を感じました。そこで巡回相談員のサポート



山崎昌雄さん(仮姓)

7月号より

●社会貢献事業

暮らしを支えるソーシャルワーク①

「野宿」孤立からの脱却

と、兄弟の援助によって、アパートへ入居生活保護も受給できることになりました。それからしばらくして、また体調が悪化し入院。このま

まどうなるんやと、先行きに不安を覚えた時、巡回相談員を通じて社会貢献事業のA市を担当する社会貢献支援員(以下支援員)を紹介されました。思うように外出ができなくなり、話す相手もなく不安を抱えていた斉藤さんはすぐに支援員に連絡し週に一回ほど運動や散歩、保護費の受給銀行の手続きなど同行してもらうことに。Bさん(支援員)が来てくれ、とどけられたことが、精神的に落ち着きました。支援員とのつながりが心の支えとなつたと振り返ります。支援員も「当時は本当に顔色も悪く、3歩でよろめいていた状態でしたが、今ではとても顔のつやがよくなりました」と話もはずみます。

相談支援を重ね、支援員との信頼関係もできた頃、斉藤さんにホームヘルパーによる家事援助サービスの利用について話をもちかけました。しかし利用するには斉藤さんの年齢が問題となり、高年齢とされる年齢ではないため利用の可能性は低かつたのです。支援員は生活の困難さを説明し、運動神経障害の診断を受けることができ、介護保険認定の手続きを行い、サービスが実現しました。ホームヘルパーにも「ヘルパーさんに作業を頼るよう言われているから」と買物の様子を見せようとして話してくれました。若い頃には詩や俳句をつくり、雑誌にも投稿していたという斉藤さん「今は将棋が好きです。昔

はビートルズやクラシックを聴いていました。楽器でCDを見せられました。リストラ後、野宿生活、病氣などでどれだけ不安を抱え生きることに悩んだか、想像に覆くありません。そんな斉藤さんの支えとなったのは巡回相談員や兄弟支援員、介助士、つなびりでした。野宿そして孤立からの脱却、野宿生活を経験した斉藤さんの話からは、単にホームレスの利用だけでなく、地域での孤立脱却を助けるため、つなびの構築こそがこれからの地域福祉を考えていく上で大事なポイントであることに気付かされます。

Aさん(34歳)と母親(65歳)の二人、世帯入院加算申請したAさんは医療費が支払えないため入院し、自宅ではぼろぼろの生活。それを見かねた障害者介護センターから社会貢献事業に相談が寄せられました。ホームレス状態、偏食生活からの回復へ。Aさんは過度の飲酒が原因で体を壊し、糖尿病性神経障害で歩行困難となり約6年前に退職。初診日に厚生年金の被保険者ではなかったため、障害厚生年金を受給できず無収入。母親が受

8月号より

●社会貢献事業

暮らしを支えるソーシャルワーク②

予防とセツトの支援が必要

給している遺族年金(13万円/月)は借金をしているヤミ金融業者に担保としておられ、主な収入は月に約4万円の老齢年金のみです。他に大手買金業者から約160万円の借金があり、返済は滞っています。各種税金、介護保険料も滞納しています。生活は非常に苦しく、ほとんどの生活物資、食料品を「ついで」購入している状態でした。相談を受けた老人福祉施設のCSW(相談員)は、Aさんの家

をすぐに訪問し、借金を減らすこと、十分な食事やリハビリも出来なかつたため、生活障害の程度が進行して、医療的見地から社会貢献基金を活用してAさんの入院加算を支援並行して

生活保護の申請、障害者サービス利用などを支援しました。また、ヤミ金融業者が押つけていた弁護士への相談をCSWが代理で行い、ヤミ金融自体が違法であり返金はしないことを確認し、債権整理の相談を進めました。しかしAさんは病弱が低く、飲酒やタバコをやめられず、入院先の同室の患者とトラブルを起し強制退院せざるを得ない。いくつかの病院を入退院して、その間にCSWや医師が相談を重ねています。

この事例では、生活困窮が長期化し、生活意欲の低下や問題状況の悪化を招いたこと、病氣や借金に対する理解が低かつたことが大きな課題となりました。CSWは直面する生活問題の解決に奔走しましたが、支援にも限界があります。アルコール依存や借金問題に関する相談窓口の問題や予防のための啓発活動など、問題を構造的に深刻化させない取組みが必要なのではないでしょうか。

「相談は、寄り添うことが大事なんです。その人と同じ立場で、同じ気持ちで、同じ方向を向かないといけない向き合ふこと、必ず目下してしまふと、民生委員のAさんは力強く語ります。Aさんは児童養護施設で育つ子どもたちの交流を続けています。が、精神障害がある南さん(仮姓)との10年余の関わりを振り返り、こう言います。「親のいない子どもと、障害のある人と、事情は違えども、その人に寄り添うという相談の方法は同じ。だから支援できたんです」。

9月号より

●社会貢献事業

暮らしを支えるソーシャルワーク③

精神障害と生きる 地域の寄り添いと支援

思っていたため、安定した就労が困難でした。祖父が亡くなった後、一家は農地などを手放し、家賃の足しにしました。が、やがて父や祖母も他界して生活は更に苦しくなりました。

残された母子にとって、Aさんだけが頼りでした。精神が安定せず、やつとの思いで仕事に就いても失敗を繰り返す南さんの悩みを、Aさんは甚後問わず受けとめるようになりました。南さんの雇求や行動について十分理解してもらえないこともあ

りました。それでもAさんは、「障害を理解してもらおうと、必死やった。代弁し、地域の協力を求めた。長年かけて、種をまいたんや」と、当時を振り返ります。南さんの母の病状が悪化し、在宅での生活が難しくなりました。南さんは親子で暮らすことを断つていました。AさんはAさんと、その後、施設で生活を送ることになりました。Aさんは、これを南さんについての転機と捉え、社会貢献事業に相談しました。南さんは老人福祉施設の相談員(CSW)や社会貢献支援員と相談の後、社

会員助成金を活用して単身住居を見つけ、外出や通院のしやすさを生活の拠り所を移しました。今ではAさんをはじめ、生活保護ワーカー、精神相談員、在宅介護相談員、CSW、支援員が連携して服薬管理や就労、生活上の不安などについて相談支援できるネットワークを整えています。南さんは、地域での仕事や行事に関心を持っています。最近では障害者支援センターを利用するなど、生活の幅も少しずつ広がっています。これからの地域社会には、専門職だけの関わりではなく、職場や近隣住民と関わり、精神障害への理解を重ねていくことが大切ではないでしょうか。

公営住宅で4人の子どもの育てている春美さん(長年、夫の跡に悩んでいました)が、市の児童相談を経てシエラターへ通育込みました。裁判所からの保護命令により夫は家を出て行き、後に離婚も成立しました。親兄弟とは音信不通。高齢でひとり暮らしの祖母を頼ることもできない春美さんにとって、同じ様に住み、町子子どもの面倒も見てくれる花田さんは母親代わりの存在です。花田さんは、春美さんの4人の子どもの育てながら働き出たいという願いを受けて、地域の小地域ネ

2月号より

●社会貢献事業

暮らしを支えるソーシャルワーク④

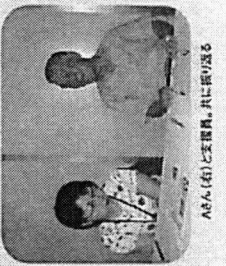
ひとり親家庭の自立 地域のつながりが支える子育てと就労

ネットワーク活動に取組む民生委員の小川さんを紹介。そこから

社会貢献事業のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)へとつなきました。春美さんは小川さんとCSWと相談し、自立に向けて生活を立て直すため生活保護を申請。保護費を受け取るまでの当面の生活については社会貢献事業の食料支援で乗り切りました。子どもたちのうち2歳の夏男君と冬彦君は、夏子とともに障害があります。夏男君は既に肢体不自由児の通園施設で通園に通っており、比較的障害の軽い冬彦君は自宅で様子を見ていました。CSWは春美さん親子

と教育園を訪れ、二人の判定を改めて依頼しました。その結果、夏男君は知的障害児の通所施設にも通うことになり、冬彦君はこの4月から保育

所に通えることに。花田さんや小川さんのサポートを得ながら、春美さんは就職活動に臨んでいます。ひとり親家庭にとつては育児と仕事の両立が大きな課題です。加えてこの世帯では障害のある子どもたちの教育も必要です。経済的な自立だけでなく子どもの健全な成長のためには、本人の努力だけではなく、近隣住民や福祉関係者による見守りが不可欠です。親子に寄り添い、自立に向けて必要な部分をサポートできるような体制づくりが地域で求められています。



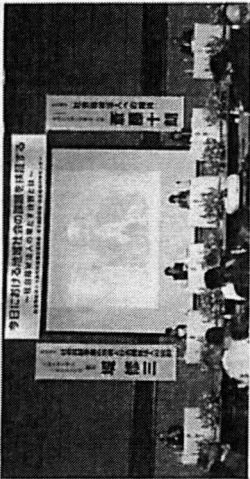
Aさん(仮姓)と夏男君、共に寄り添る

生活相談を依頼し、支援体制を整化



小川さん、CSW、社会貢献支援員とて、ケースについて話し合いました

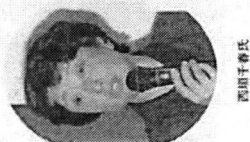
2月9日にイトムおおさかで行われた府社協トツセミナーでは、前半の記念講演と基調講演(詳細は1面を参照)に引き続き後半はゲスト報告として井沢ウチにより、社会貢献事業を通じて見えてきた地域社会の課題や社会福祉法人の果たすべき役割について検証しました。



シンポジウム

生活基盤の崩壊と孤立

シンポジウムでは、大阪大学の堤修三教授のコーディネートのもと、まず神戸学院大学の西垣千春教授がこの3年間に経済的援助を行った事例の分析結果について報告しました。朝飯や障害、失業、多重債務、虐待な



西垣千春氏

どの問題が一時期に重なり、個人の生活管理能力や問題解決能力が低下、あるいは不安定となつて医療費や食費、住居費を切り詰めた生活に追い込まれてしまつた状態を指摘。また、地域との関係が薄く、従来のコミュニティの中で扱われられない、見えな

新たな公共性をつくるトツセミナー

続いて、首都大学東京の岡部卓教授は、公的扶助制度の動向と今後の方向について解説。行政の役割やナショナルミニマム(案1)の検討など、国家的な

トツセミナー

まず、大阪市大正区の民生委員である中村匠氏が「年金支給が停止して生活困難に陥つたひとり暮らし高齢者への支援」について報告。米屋をしている民生委員の同僚に声をかけ、緊急にお米を支渡し、すぐに社会貢献支援員に相談を待ちかけ、食料支援や電気ガス水道の復旧の支援につなげました。「経済的援助の効果だけではなく、社会貢献支援員を通して地域での連携ができたことが心強い」と感想を述べました。

続いて一緒に支援に携わった



岡部卓氏

シヨンでの社会保障改革とともに、地域での生活課題の発見や相談解決も大きな課題である。社会貢献事業は地域での新しい公共性をつくるトツプランナーの役割を果たしており、ぜひ全国に発信していくしてほしい」と期待を述べました。

コミュニティソーシャルワーカーの展開



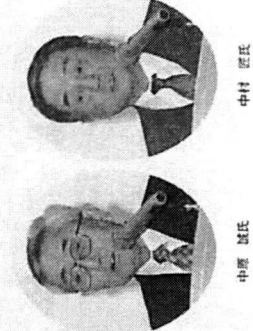
上野谷加代子氏

次に同表社大学の西野谷加代子教授から、地域福祉推進におけるコミュニティソーシャルワーカーの展開について報告がありました。二人ひとりの命を生活圏で守っていくという共通の理念のもと、社会貢献事業では老人施設部会と行政社協、民生委員など連携し、自治的に展開していることがポイント。この事業はソーシャルワークそのものであると実感しており、一方で委員制度に並ぶインパクトがある。今後は個別支援とコミュニティワークのバランスを地域でいかに構築するかが課題と、この事業の方向性を示しました。

パートナーとして寄り添う

日本放送協会の子ア・ティレクターである迫田朋子氏は、日頃の取材を通して見えてきた暮らしや社会保障制度の基礎、地域格差の現状などを報告。その中で「社会貢献事業のCSW

社会貢献支援員の中原誠氏より、この事例での社会貢献支援員の果たした役割について補足。障害厚生年金の支給再開のための連絡調整や医療助成、退去を迫



中村匠氏

中原誠氏

今日における地域社会の課題を検証する

～社会福祉法人の果たす役割とは～



迫田朋子氏

や支援員は、専門家すぎず、パートナー(※)に陥ることなく、相談のパートナーとして対象者のそばにいて、長期にわたる見守りや相談を続けていることがよい支援につながっているのでは。ワンストップ窓口は広がってきているが、窓口を繋がるだけではなく当事者に寄り添い、エンパワーメント(※)する人が必要。また、国の動きとしては、中学校区を基礎エリアに相談などの拠点を整備しようとしているが、大阪のように生活援助の機能もある施設との連携を考へていくことが必要。今後は、当事者の声をこのような



大内 勲氏



原野田三氏

られている公営住宅との交渉など幅広い生活相談の内容を紹介しました。

次に、東大阪市にある特別養護老人ホーム福寿苑のコミュニティソーシャルワーカー(以下、CSW)である大内勲氏より「複合的な問題を抱えた世帯への生活支援」についての報告がありました。借金や滞納が多額にの

参加者の声

当日の参加者から、多くの感想をいただきました。老人福祉施設関係者からは「シンポジウムの発言に勇気づけられた」「改めてこの事業の成果や課題を実感することができた」「CSWとして個別支援にこそならず、地域の課題に目を向け、新たな社会資源を作っていく役割も必要」といった感想が行政関係者からは「施設が地域で福祉のかけこみ寺のような存在になること、今後のCSWの活躍に期待する」といった声や、民生委員、かたちで現場実践に還元していくかが課題ではないか」と社会貢献事業の成果と課題を述べました。

相談士生活援助の機能を

老人施設部会長の三上正雄氏は、現代地域社会の課題の特徴



三上正雄氏

と社会福祉法人として果たすべき役割について報告。「個別的で複雑に重なり合った現代の地域課題に対して相談活動を積み重ねていく中で、行政のソーシャルワーカーだけでは解決しにくい現状が明らかとなり、民間の社会福祉法人こそが制度にとらわれることなく自由に柔軟にそして経済的援助も含めて緊急な対応も可能である」と、この事業の意義を振り返るとともに「相談援助の専門性に加え、生活援助機能を有した施設こそが地域に密着した相談機関として地域福祉の推進に貢献していく必要がある」と述べました。

ばり、同居する家族も引きこもり状態である世帯に対して、生活保護申請までの間の食費サポートの導入について調整し、その費用に社会貢献基金を活用しました。大内氏は生活保護申請書類作成の助言や福祉井戸水の継続利用を含めた調整、安否確認など、本人や家族の二六に寄り添った支援を心がけたと当時を振り返りました。

最後に、東大阪市東福祉事務所の調査指導員である原野田三氏が、福祉行政の立場からのコメントをしました。制度内では対応できない部分で、支援してもらえない社会貢献事業は非常にありがたい。要支援者の早見発見と早期支援のためにも行政だけではなくCSWや支援員、民生委員、医療や介護の関係者など、地域のセーフティネットが大事だと締めくくりました。

児童委員や一般参加者からすればらしい事業が大阪で始まっていることを知つてうれしく思う。「社会福祉法人」さらに地域との関係づくりを進めてほしい」といった感想も寄せられました。また「CSWの増員が必要ではないか」「この事業の継続が大事」といった今後に向けた期待や課題の声も寄せられ、地域課題をしっかりと検証し、社会福祉法人施設と行政や民生委員、児童委員をはじめとする地域関係者との真の意味で協働し、大阪らしい地域福祉推進の取組を積み上げていく意義を実感できるシンポジウムとなりました。



堤 修三氏

最後に堤教授は、この社会貢献事業は、いかにも大阪らしい、民間主体の自由な取り組み、現行制度の課題も書き殴りとなつてきており、しっかりと政策への要望も示していく必要がある。各地でそれぞれのやり方で広がっているよう、全国へ発信していきたいと期待を込めてシンポジウムを終えました。

昨年より1年間「社会貢献事業」暮らしを支えるソーシャルワーカーについて連載させていただきましたが、今年も1年間「トツ」をもち、暮らしを支えていただきます。ご感想ありがとうございます。今後とも支援の仕方をよくお話しさせていただきます。

【用語解説】
※1 ナショナルミニマム：国憲第27条の国民に最低限の生活を保障する権利を指すこと
※2 パートナー：人間関係を権利と義務関係ではなく、協働と互恵の関係と捉える考え方
※3 エンパワーメント：当事者自身の問題解決能力の向上

事例① 健康回復と復職支援

ラムさん(仮名)は平成16年に就労ビザを取得し、祖国に家族を残して来日しました。友人の経営する料理店で働いていましたが、感染症と疾病を次々に患って入院し、職も住居も失ってしまいました。

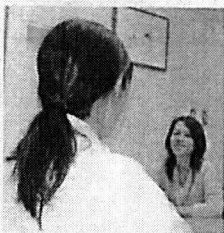
就労ビザが失効する前に退院し、通院しながら生活を立て直さなければなりません。感染症の公費負担を除く治療費の捻出について、老人福祉施設のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と社会貢献支援員(支援員)に相談が入りました。

ラムさんは同郷の友人宅に暫く住まわせてもらうことになり、手術・入院費用と通訳ボランティアの交通費を社会貢献事業で支援することになりました。これで入院中に払えなかった国民健康保険料も再就労後には追納できる目処がたち、CSWのサポートを得て保険料の減免を申し込むことができました。

事例② 乳児医療と子育て支援

今年9月、A病院で1100gの未熟児が生まれました。赤ちゃんは出生後すぐ、新生児集中治療室に移されました。赤ちゃんの両親であるヨウ

さん夫妻(仮名)は、ともに20代半ばの留学生です。「言葉がたどたどしく、主張が弱い。自分からSOSを出せるだろうか」と医療相談員のMさんは二人を心配しています。



社会貢献支援員と医療相談員がヨウさん夫妻の今後について話し合いました

社会貢献事業

暮らしを支えるソーシャルワーク⑤

外国籍住民の支援

12月号より

整えることが大切」と判断しています。二人が安心して子育てに取り組み、赤ちゃんが保育所に通えるようになるまで、入院継続の費用や退院直後の生活費を社会貢献事業で支援することも検討しています。

言葉の壁を越えた対話と支援体制を

外国籍住民にとって第一の課題は、言葉の壁です。ラムさんやヨウさん夫妻は、友人・知人をはじめ、NPOの通訳ボランティアや国際交流・日本定住を促進する団体の協力を得ることで、健康や医療、子育てなどに関わる情報を得て、不安なことや今後の生活について相談することができました。

社会貢献事業では、病院や支援団体と連携しながら、外国籍住民の医療や暮らしに関する相談にものっています。彼らは言葉の壁や文化の違い、不安定な就労状況の中で、地域での孤立や不安、経済問題などを抱えています。地域とともに暮らす住民として、外国籍住民が抱える悩みを受け止め、対話や交流、具体的な相談の仕組みを整え、広げていくことが必要です。

福祉おおさか

大阪府社会福祉協議会 発行

●毎月1日発行●A4判・8頁●年間購読料 1,440円(1部30円、郵送料込み)

本会では、毎月、機関紙「福祉おおさか」の発行をしております。地域福祉の推進や、社会的包括の考え方を基本としながら、府社協の事業や取り組み、社会福祉制度改革や福祉の動向に関する情報、市町村社協や民生委員・児童委員、施設、ボランティア、NPO法人等の先進的な活動を紹介しています。最新の地域福祉活動をはじめ、地域の福祉情報に触れることのできる機関紙です。

◆福祉おおさか年間購読お申し込みは下記へ◆

必要事項をご記入の上、本会総務企画部 06-6764-5374 までFAX送信願います。

住所・所在地 〒

お名前

電話



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話 06-6762-9471 FAX 06-6764-5374



私たちは、この町を支えます

老人福祉施設の社会貢献事業

老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）では地域の関係諸機関と連携しつつ、さまざまな生活課題を抱えておられる方々の相談に努めます。地域における総合生活相談活動を積極的に実施することを通して、生活の見守り、情報提供そして諸制度につなぐほか、時には必要な経済的支援を行い、要援護者の尊厳ある自立生活を支えるための社会貢献活動に取り組みます。

そのために大阪府社会福祉協議会に基金の拠出を行います。

老人施設部会

コミュニティソーシャルワーカーが 訪問相談いたします

地域での自立生活を支援します

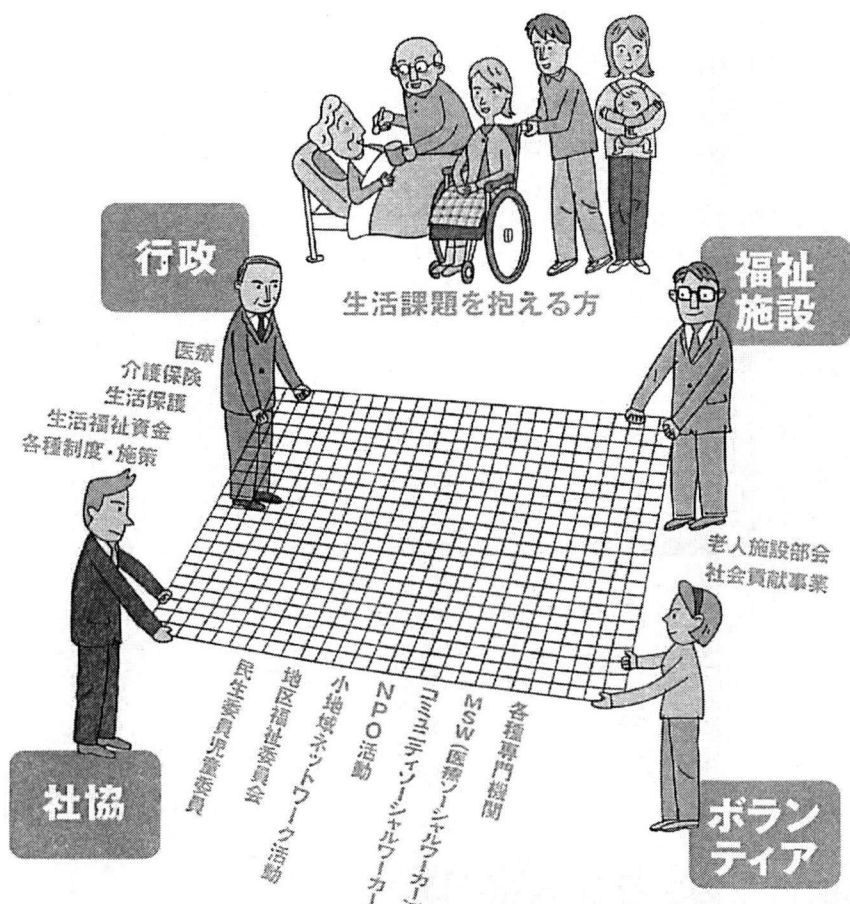
老人福祉施設には社会福祉士・介護支援専門員・在宅介護支援センターのソーシャルワーカーなどの専門職がいます。日頃から地域の方々の介護や生活相談にあたっていますが、この活動をより積極的に推し進めるために地域向けの総合生活相談員(コミュニティソーシャルワーカー)を各施設に配置いたします。

コミュニティソーシャルワーカーは、福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々を、地域の諸機関と連携して発見に努め、これらの人に訪問して相談活動を行い、心理的不安の解消や必要な諸制度につなぐなど、課題の解決に努めます。

その時、諸費用の負担を行うことが課題解決にとって必要と判断される場合はその援助を行うなど、経済的援助を伴った相談活動を通じて、できる限り地域で尊厳を保ちながら自立生活を継続していただくことを願います。

*経済的な問題から、地域における生活を継続するために必要なサービスを利用できない場合には、その費用を援助します。

地域のセーフティネットの一役を担います



地域には、民生委員・児童委員をはじめとする多くのボランティアなどが、生活課題を抱える方々の相談援助活動を展開しておられます。コミュニティソーシャルワーカーはそのような地域のネットワークと共に働き、地域に潜在しているニーズを発見するように努めます。また相談援助活動の中で、生活保護、生活福祉資金など既存の制度利用へのつなぎを行うために、各市区町村行政や社会福祉協議会などと連携します。

社会貢献事業は、既に地域で活躍しているセーフティネットに、よりきめ細かな網をはりめぐらせ、老人福祉施設はこの活動を通して、より一層地域との関係を密にします。

必要なサービス費用を援助いたします

コミュニティソーシャルワーカーは相談を繰り返す中で、その方の生活状況を把握します。経済的な問題を理由に、生活に必要なサービスが利用できていないと判断されれば、ワーカーが所属する施設長の決裁を得て、各サービス提供事業所にサービス費用の支払いを行います。(本人への現金の手渡しは行いません)

経済的援助の 対象となる方

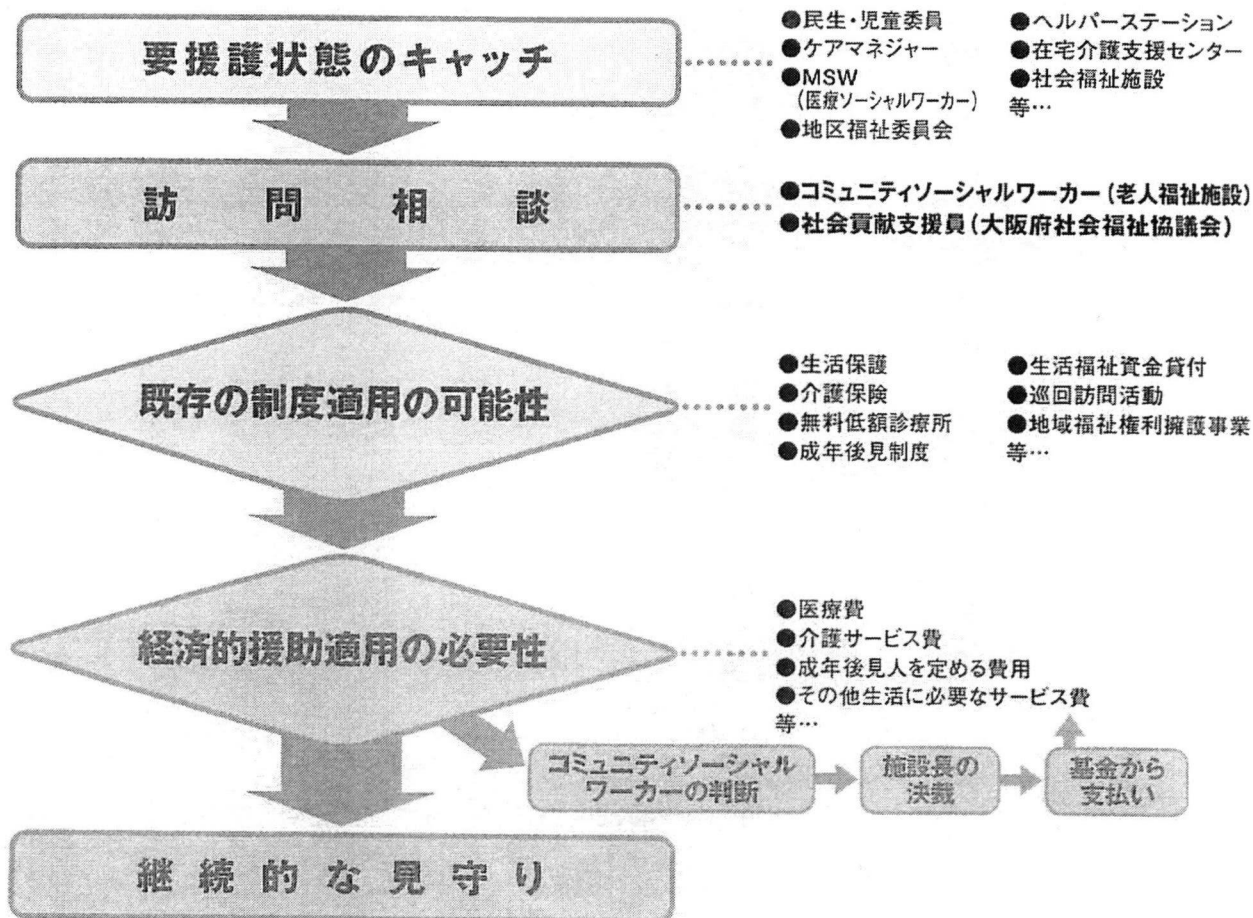
生計困難により、

- ① 医療費の負担が困難な方
- ② 介護サービス費の負担が困難な方
- ③ 成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④ 必要とするサービスが受けられない方
- ⑤ 上記に類似する方

経済的援助の 対象とならない方

- ① 既に施設に入所している方
- ② 介護保険サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③ 借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④ 相談活動を行わない、申請による方
- ⑤ 日常生活費の支給を求める方
- ⑥ 上記に類似する方

社会貢献事業の仕組み



社会貢献事業とは

新たな地域社会の
構築に向けて

社会福祉法人の
公の活動として

地域の
生活レスキュー活動として

主な援助事例

継続的にリハビリが必要な心身障害のある小学生に、重度障害者介護手当受給までの間、訪問リハビリ利用料を援助し機能訓練の継続を図った。

障害の進行により、老朽化した自宅での日常生活に危険を伴う夫婦に、住宅改修費用を援助し、安全な生活を支えた。

二人喜して母親の介護を長年続けてきた娘が発病したため、介護サービス利用料を援助し、娘も治療に専念できるよう支援した。

余命少ない高齢者に、「息子には迷惑をかけたくない」という本人の気持ちから、医療、介護サービス費用を援助した。

入院している母の年金を家族が無断で使用するため、成年後見制度申請費用を援助し、安定した預貯金管理を行った。

夫からの暴言、暴力が激しいため、転居にかかる保証金の一部を援助し、本人の精神的、身体的安定を図り、自立に結びつけた。

経済的援助を行った後も、他制度、他機関での対応検討、支援を継続的にを行います。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 老人施設部会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪府社会福祉協議会内

TEL:06-6762-9001 FAX:06-6768-2426

Eメールアドレス: sakurasou@a-kaigo.gr.jp

大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室

TEL:06-6762-9488 FAX:06-6762-9472

施設名

第7章 困窮者を支える地域ネットワーク形成② ——豊中市社会福祉協議会のヒアリング結果——

根本 久仁子

(要約)

本稿は、2009年12月に実施した豊中市社会福祉協議会におけるヒアリング結果のまとめである。はじめにヒアリングおよび豊中市社協の概要に触れた。そして、豊中市社協の取り組みの大きな特徴である、「福祉なんでも相談窓口」とコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を媒介とした、「豊中市ライフセーフティネット」の仕組みについて、その概要や特徴、実際のようなすなどを整理した。これは公民協働による地域におけるセーフティネットであったが、そこでCSWがどのような役割を果たしているのかや、CSWが実践にあたり大切にしていることについても述べた。

さらに、2009年10月に生活福祉資金貸付事業が統合・再編されてからの、豊中市社協での取り扱い状況や、貸付事業や住宅手当と豊中市ライフセーフティネットでの、困窮者に対する相談支援における違いや接点について取り上げた。

そして、ヒアリングから見えてきた地域における困窮者支援への示唆として、制度的資源と人的資源の重層的な活用や、個別支援と地域支援との一体的提供の有効性に言及した。

1 豊中市社会福祉協議会におけるヒアリングの概要

(1) ヒアリング概要

豊中市社会福祉協議会(以下、「豊中市社協」とする)へのヒアリングは、2009年12月14日、研究班から4名が豊中市社協を訪問して実施した。豊中市社協からは、常務理事兼事務局長、コミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」とする)、貸付事業担当者など5名が参加してくださった。ヒアリングに要した時間はおよそ2時間半である。

ヒアリングにあたっては、ヒアリングの趣旨や項目等を文書にして依頼し、承諾書にサインをいただいた上で実施した。ヒアリング時の内容は許可を得て録音し、逐語データに起こした。ヒアリングでは、低所得者等の困窮者への相談支援について、豊中市社協におけるこれまでの取り組みや特徴、2009年10月に統合・再編された生活福祉資金貸付事業等の実施状況や実績、それらを通じて感じることなどを聞かせていただいた。

ヒアリングの際には、以下の資料¹をいただき、適宜資料と照らしながら話を伺った。

①「2009年度版 はい!社会福祉協議会です」、②「平成20年度 福祉なんでも相談窓口設置事業及びコミュニティソーシャルワーカー配置事業報告書」(2009年3月)、③「平成20年度 豊中の校区福祉委員会の概況」(2009年2月)、④「福祉なんでも相談窓口運営マニュアル」(2008年3月)、⑤生活福祉資金貸付事業関連パンフレット一式、⑥生活福祉資金貸付事業や住宅手当の実施状況データ。

以下では、これらの資料、ヒアリング時の聞き取りメモ、およびヒアリング内容の逐語

¹ 資料のうち、⑤は大阪府社協によるパンフレットであるが、それ以外はすべて豊中市社協による発行である。

録データに基づいて、ヒアリングの結果をまとめる。主に、豊中市社協の大きな特色である、地域住民からのボトムアップ方式による「豊中市ライフセーフティネット」の仕組みと、生活福祉資金貸付事業の見直しや住宅手当の創設を受けての状況などを中心にまとめたい。それらを通じて、地域における困窮者支援について検討する。なお、いただいた資料のうち、それらの理解にとくに役立つと思われるものを、参考資料として掲載する²。

(2) 豊中市社会福祉協議会の概要

豊中市は大阪府の北西に位置し、人口 38 万人の市である。豊中市社協ではこれまで、小学校区を単位として地域ぐるみで見守りや助け合いのまちづくりを進めてきた。

現在では、各種相談事業、在宅福祉支援事業、在宅介護サービス事業、生活支援事業、地域福祉権利擁護センター、地域包括支援センター、ボランティアセンター、ファミリー・サポート・センター、校区福祉委員会活動、当事者組織の支援など、多種多様な事業や活動を展開している。

豊中市社協では、豊中市と豊中市社協が協働で策定した「豊中市地域福祉計画」³、並びに、豊中市社協として策定している「豊中市地域福祉活動計画 (Link プランとよなか)」⁴に基づいて地域福祉を推進している。これらでは、行政すなわち「公」と、市民、民間団体、事業者等の「民」とが連携して地域福祉活動や事業を展開していくことを目指している。

2 コミュニティソーシャルワーカーを配置した地域におけるセーフティネットの構築

(1) 豊中市ライフセーフティネットの仕組みー福祉なんでも相談を中心にしてー

2004 年 3 月の「豊中市地域福祉計画」をもとに、行政の支援と住民活動とがばらばらに機能するのではなく、地域のさまざまな課題を地域全体で支えることを目指した「豊中市ライフセーフティネット」の仕組みづくりが構想された (参考資料)。これは住民からのボトムアップを大切にしながら、地域住民の活動と、専門職や行政その他関係機関・組織の支援とが有機的に連環した仕組みである。

ライフセーフティネットの構成要素には、市域をいくつかに分けて設置された 3 つの組織、すなわち「福祉なんでも相談窓口」、「地域福祉ネットワーク会議」、「ライフセーフティネット総合調整会議」がある。そしてその 3 つすべてに支援、調整、情報提供等がかかわるのが、後で詳しく述べる CSW である。

² いただいた資料については、すでに公表・配布しているものであり、参考資料として掲載してもよいとの許可を得ている。

³ 2004 年 3 月に、2004 年度から 2008 年度までの 5 年間の計画として策定された。現在は、次の 5 年について定めた「第 2 期豊中市地域福祉計画」になっている。

⁴ 豊中市地域福祉計画と並行して、民間の立場から地域福祉を推進することを目指して 2004 年 3 月に策定された。その後、第 2 期豊中市地域福祉計画が策定されたのに伴い、これと一体となって民間としての取り組みを進めるため、2009 年度から 2011 年度までの 3 年間の計画として「第 2 期豊中市地域福祉活動計画 (Link プランとよなか 2)」が策定され現在に至る。

1) 小学校区に設置される「福祉なんでも相談窓口」(参考資料)

豊中市と豊中市社協が協働して、小学校区単位⁵に開設した身近な相談窓口である。校区福祉委員、民生委員など地域のボランティアによる運営とし、地域住民からどんなことでも気軽に相談してもらえよう窓口をねらいとしている。

相談にあたるボランティアは、所定の相談員研修を受けて相談業務に従事するようになっている。したがって、相談員には相談にあたっての基本的な姿勢や困ったときの対応、記録の整備等について、一定の水準が担保されている。ヒアリングでは、相談員の養成や研修に関して、行政へつなぐことで相談員の役割が終わるのではなく、地域でその後もずっと見守っていく姿勢をもってもらうことを大切にしている、との発言が聞かれた。

彼らボランティアとしての相談員による「基本相談」は、おおむね週1回程度実施することになっている。福祉なんでも相談窓口では、この相談事業のほか、地域住民や地域福祉活動を行う者が集い、交流し、触れ合うことができる「地域福祉活動拠点事業」や、福祉サービスやボランティア等に関する「情報受発信」も行っている。

2) 7つの日常生活圏域ごとに設置された「地域福祉ネットワーク会議」

生活圏域を7つにわけ、それぞれに設置された「地域福祉ネットワーク会議」は、分野を超えた専門職などによるネットワークである。行政の福祉関連部局、地域包括支援センター、保健所、高齢・障がい・児童の施設、社協のCSW、なんでも相談員等が一同に介して運営している。社協・CSWが主催し、公と民とで地域課題を共有、協議する場となっている。

なお、大阪府の「社会貢献事業」の担い手として配置されるCSW⁶についても、このネットワーク会議のメンバーになってもらい、そこでの情報提供に基づいて活動してもらっているとのことだった。

3) 市域で設置されている「ライフセーフティネット総合調整会議」

既存の制度等では解決できない課題があるときに、「ライフセーフティネット総合調整会議」へ持ち込まれる。市地域福祉課と社協が主催して、専門職を支援する機関・施設の代表が集まり、地域の課題やその解決に向けて協議する場である。子ども家庭センター、保健所、行政機関の代表などが参加している。

このように、豊中市では38ヶ所の小学校区、7つの生活圏域、市全域という段階をふんだレベルごとに、相談や支援の仕組みが整えられている。このライフセーフティネットの仕組みの中心にあるのが「福祉なんでも相談窓口」だが、そもそもの原点は、既存の制度や地域活動にはつながらない、地域で孤立している人を支えることにあったという。

実際に「福祉なんでも相談窓口」に寄せられるのは、地域では解決できず、行政でも対

⁵ 校区福祉委員会の地区単位でもあり、38ヶ所である。

⁶ 大阪府の社会貢献事業のための支援員も、豊中市社協において地域福祉推進の担い手として配置されるソーシャルワーカーも、ともに「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」という名称がつけられている。名称としては同じだが、配置の根拠・目的や活動内容等は異なるものである。